和書門
類 二五三一五 號
一〇六 函
三 架
六 冊

135
内閣文庫
和書
二五三一五 類號
二〇〇 函
一 架
六 冊

内閣文庫
番號 和 25315
冊數 6 (1)
函號 200 135

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫
浅草文庫
松崎文庫

万葉集大考

いにしへ人のあらはしたまふ。天つ皇祖の大御神(おほみかみ)たちの、
まもりたまふ。天つ日嗣(ひつぎ)の御代の、
をしへたまふ。古代の御代の、
いにしへ人のあらはしたまふ。石上(いそのかみ)ふるの御代つぎの、
ふるき事をいふ。古言(ふること)の、
はるかなる。風のまに、
はるかなる。ふるきを形だつ。うれ
はのそこひに。ものの、
ふるきべき。古人の心
ものなき。世々の古事記(ふること)、日本紀(やまとぶみ)、二百(ふたもも)ぢ、
ふるふる。言(こと)ぶり。言(こと)ぶりの古(ふる)こと。心なほ一つ。

きんあるうくるおれまづけいろづろとのあにまるてもり月をわる
おのづからづることみくもらたかろやまうをとちきふぬまくほりけ
形身のうえれあるとキハ且又且とつて法のうちに逆じをれ
ほどにいおしへろうろうることとどのおのづつわづんうるくにはよび
なるのあるおいでやるいつれ式うまかいつぬ方地ろうまれうるくいづへ
のまりてあんうとをれあやいあるこの古へをねりづん言ばもつて
るうんときに外こそ法ろうにあれくうばとつ式ようへづう
ゆや学のキよりしいうるものらんうとるもと像て古へ今ちよりのう来
人をうなりうつけうらうりて髪ば酒よなれう絶ろ形バ立かてんと
なるかるもしふうしけかの上書よあるるうをもうるんろ経て辰
立かへて天ば法式くろうれ八十ろうとおらず。神の法式のうをもう
のぼるひ見とゆるうるは。ちのれ帰やづく其うるくるを生てんをるう

時うて文を外よ
し武を用ふるとし
りふ八他国の取番
うこのうるべうを
ふ八ろるるず考
る武をあやうん
をなるんるうて
立人の法式ふまう
るるるまうること

てんろうるうるを上つ式のうをめうるうること。国ふ八皇祖を崇ふ敬ひ。ふ八書き
大海精戦をうるうるこは体てるつるる国中なるひるげるうるやるう
人をうりまり。ろうるう合ひてるうるうる道ろうるひ始めるうひ。
国ゆうの稜ようるうを尽ふ。直きるうなるうるあるうふ
あるろ人ぐるうえ皇神をあやうるうでゆるうるるるるくるるるお
るぐふ。すぐるうばるろるうるるみて学ふ行ろる罪るれるるるるく
ほるうる。法ゆうぐるる。山逆。うば草むる屋大夫
るぐるうる死ぐるあるうるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
国ふ天るるくるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
ばるふるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる

あるなりうるを外に、かゝる代おわるまでの天子の御代百余代は
ゝ古きこゝろざしをおもひ、古くていうへうこゝろ半ばうん
こゝしるしなるべし。古今集、或は　ゆゞしうぶこゝをおこるうん
わゞとせよ。八くしうへうこゝろばこゝろつゝもそこゝ
ゝをやまのをとゝわゝびゝこゝをあんまんゝをのをゝふ
ゝ儒やゝしゝ念くしゝてゝうゝなるゝしゝいうへうゝいぶ
治代よかゝゝざうんあゝこゝろをゝうゝてゝゝゝざるおゝゝ
あれゝおゝし。廟ゝゝ儒もあゝゝ人ゝゝ半ゝゝうへて。百ゝゝず
いゝゝゝの孫ゝゝゝゝゝゝ治ゝゝ人ゝの
ゝゝゝゝ。治のゝゝれゝゝは人ゝゝわゝゝゝ氣ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝ人ゝゝうへうゝゝゝゝゝゝゝゝゝ古へ
の治代のゝゝゝ治をゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

ひめごつよおくしてもせどこと[illegible]ありけれ大伴[illegible]名を翔かくる頃し。
大海[illegible]ことをつげまうしく。ほとをとをとをけじ[illegible]助ひ。
海原[illegible]舎れあり[illegible]海[illegible]ことよ[illegible]い連き[illegible]まして。
ちくやぶ百[illegible]おみ[illegible]。
しけよ海[illegible]ことを[illegible]大[illegible]ぎぐ[illegible]。
りつぎのみこと[illegible]命と申[illegible]けを[illegible]ぎて[illegible]。
[illegible]いて[illegible]。
たぐ[illegible]。
[illegible]。
いへぐ[illegible]。
[illegible]。
[illegible]。

[illegible]ことを言ふ間のえてこそ八短すれ[illegible]言も[illegible]べもとの別[illegible]。

[illegible]。
えて[illegible]。
[illegible]。
なんあれ。[illegible]。
人をうくせる[illegible]。
づ[illegible]。
そ[illegible]。

息頼

[illegible]。

[illegible]

いふ[illegible]人の手に設て[illegible]。
ひで[illegible]。
[illegible]。
[illegible]。
[illegible]。

類をよろこぶ
が和てもちろんよ
もちろん及ぶのもろ
あきらかにまと考れ
ろるべし和てもちも
ちもくぐろう
ハつてもひろう
ろう。

ることのんいのまにくいえうんいまうくてどをのもし
あんどうれるものがくしあわしたまのもしまもれもうを考へ
る人いけの方をうろんをでしてもどもうてみへよねむくこころ
ど所ひしめのていてでじてどうんてもどきんてて
こを手ばおてこをうんたいうしの方ふつうなるめくてよをた
ればろやびしもいけの方ゆ寛るめくしてどうたんればくるしげく
古人の方ハうるるまんくしてどうるみまが真つてくいけの方ハ
るあくしてどうるれハをし言こ古人の方ハどこのみくして
くうんれバうるるまいけの方ハ巧しわるめくしてうるうるいけばこころ
ばくどうるよ為ハをるばくくしてをほしくまのるる
ることて強しかんるる初るるいけ清国乃古へをしのりてのれた
うをもちひしうるうん代ばへまく代の国れうるの或ものと表ハ

あくどをるもわるる難きをるけどうんびあやうんをまゆうんめんをうるるかり
てるし方ハをるれるるどわハかり国乃たるるまるろろどをるをハつ
るくるいいんあるるをれるどれをせるるみどるいしるかんの人うらばをの中
ばるるるんるよりうんもりまるのるどあるをるを手ん知ハ行乃るうるきわどを
天つるるもるるるくのるをいんあるわどをゆるるるちどのる
まるるるくゆきわるるかるるんるるるをゆひてるるのハをるるる
ゆるくるるれて方るる通るるるるるるなるるるるるどて
るるるるハ為るるべきるるるる載どのるるるるる

[illegible]氷のそひ遠くぐ[illegible]ちをくゞめれうつゝひ〳〵い
ん。蘇尔の言ふまりて八大はの事よりきてあり為ごとのうゞてんまお
しておりしうきつるゆんぞおきしこんぞこてしのうつひくたふらの宮
のおもよハけいたらうきをもねゞうをまるおろゞれまるくう
せゞくなうあこれゞこてしのうつひくゞ宮のうつひまゆうまる漂
まるよはつてれくやまるのよこんゞこあゞしまゞこめおこゞ
ゞ尾のうつひくゞれゆ尾の事ハ先集ハのゞ古人ゞ集よりみ人
をゞゞまるゞ中のきをゞべなるゞけまれ事ゆ今れ都のくゞめれ方ゞ
をは結尾びゞうしゞうゞ清ゞうゞ庭よしゞめの浦と
をめんうてゞらゞまる姉ゞれゞまなうゞうゞ思ゞうれゞのつ
尾ゞ編のかゞゆめえゞる。ゞうてゞ其代ゞの中まる。行ゞをゞる。尾代
る。古人今をゞまゞくゞうゞあゞゞたゞ山集ゞ載ゞ申れゞうゞ

のかゞうゞをゞゞんゞ古ゞ清代ゞる八都ゞてゞなゞたゞの宮代尾ゞ居ゞうゞく
の初瀬の宮代天皇ゞかゞゞゞの宮代尾ゞの宮代日嗣ゞ子ゞ市崗本の宮代天皇れゞ
まゞゞゞあゞゞうゞん八地ゞ上ゞよゞの人ゞをゞゞんゞめゞよ地ゞをゞ山三郎の山真ゞゞ
後ゞよあゞまゞうゞしゞを頁ゞゞあ持てゞ言ゞをゞゞめゞゞゞる。島ゞゞの。をゞゞの小黄ゞゞゞの
たゞゞゞん歌あゞゞゞゞ八既ゞゞ古ゞの要ゞゞゞゞ

いとめくるもんなきそのちぢ方いとしのいやしまのてみ空
り龍のめく言ハ大くみのの尓よハ百姓のるくのめ結くとのつくハ
高縁のるつ美さうをらるよ吟ちんなせり。ふくよ西くをらてくきハ
ちくやぶるものをと狩しもべ。上の上尼修ちハ言ふくよ大
して人数し久まのうものの旅ハしきすくくてて寿せう
人ありの回逝新くこの中よくえくハいつをくくう。山新
赤称赤ハ人ハ赤くくくうへやくハんも言もくに清くを書せり。短
うくこ吟元も一人のくをくなん。巧ニ手ハくくば。くくやたくくいしくうが め
くる方くぬう。新のくハ方きくが手くくり。郎ハ檳榔の車して大道
をわくくめのあくくの自せめのごとく。大伴宿禰旅人のまくりぎくの
新方い雄ハくくてかくり。頂をくくるくるの仏回れくくくくひ
貴
りくくくこいくくくぐ手 すくくんをくくべきくくくハまくくぐ。そくんが縫たくく

家持のあくハ事をくくたくくるくくくくくハ幸のたくくくくの体行
をくくくくく祝せるくくくのあくく。結すハいくくくくんくくあくくくくくくくくくくきハ
るハくくくんあるくくんくくくくくくくくくく

ら。ず。回し。御井の哥。古言を和。いひて。あやまり。代の上人人万葉の
かよ。ぶれ。こゝろ。をくて。経。てよ。ひでゝ。ちゝくなりれど。哥。こゝろ。こゝ
や。

○こゝろくの巻

集の名

こゝを万葉集。こゝろ。万ハ。数の。こゝろ。人。第。詩。言。ごゝて。ゆ。ゑ。つ。ゞ。荷田
大人ハ。東方。つゝれき。或人。かゝ。ゞ。丈。万。ゆ。ゑ。万。ゆ。ゑ。こゝろ。伝。つ。ん。ど。こゝろ
いま。手。借。しゝ。こゝ。葉。よ。哥。を。ゆ。ゑ。ハ。何。を。集。めゝ。こゝ。ま。し。ど。こゝ。こゝ。て。
式。集。今。ハ。二十。巻。あ。ん。ど。実。ゝ。ハ。一。二。の。ま。し。今。の。十。三。十。一。十。二。十。四。の。ま。ど。な。の
三。四。五。六。の。ま。ゝ。て。式。ち。つ。ま。ゝ。を。万。ゆ。ゑ。集。ゝ。ハ。名。つ。け。ら。れ。物。ま。す。

集めゝ。人

万葉集ハ。こ。野。乃。御。時。孝。謙。天。皇。の。天。平。
勝。宝。の。間。と。云。へ。り。。。稽。の。説。兄。の。大。臣。橘。ゝ。ま。へ。ら。ゝ。。。

古あるをそれありとは信を考へたいつわりへハ要ハ信の相もそ[illegible]
偽まことをきゝ[illegible]れたるをせるこゝの言をやもく[illegible]
なふらん宮れこゝろ如て多くハかゝ[illegible]ぬびく[illegible]集のことゞ
まちたるとをもゝ[illegible]ぎきゝつれ[illegible]ばけ信の相をばもゝ[illegible]字の人音のまに
くゝもむべくもつ人信をゞ[illegible]字の音のゝがらるあるかゝをゞ
いうけるをもこの言を唱を信のくゝ[illegible]ぬんハ行れまつゞ
人らんかゝわゞるのゝゞや院古事記祝詞宣命ちゞ必この言
ゝゝもむべくもつ字けゝれ信をゝゝゝハ呵のゝゝゝゝ
まゝ師かゝ古へのゝゞゝと先ゝわゞゝゝゝゝあんハゝのゝゞを
助て行ゝゝせんこれゞ天の麻戒都比ゝ[illegible]おゝゝゝる和ゝすべゝ故
上ゝ代ゝゝゝゝ

支干ハ古事記ニ出して日本紀にもあり。
れいこ八幡良人
のごとくしらべて。
やまのうるはしく。
ぶ古へぶりの行
の躰よハ必そまし
きしらべ。九天
ちかるおきこゑ法
ろろるれ。仍て古へ
ハ幾月幾日と云
て左やもくゆ必
しふうしきこゑを
をもて人と領
ます。

とゝみ作哉こゝろちかいもあるべしとゝみ作化哉ハくみまもろうしぶりなる
ものゝ。ふるよハつくるちよ言のなるべし。詩まこ賦とゝろとゝ
ふ。春三月。もと日月のえとをとつるせ。しもやしのいくはと
ふもを容易なるなきるれいくゝ加ゝ多物の言のごとくて。神代紀よ天照
大神謂素盞嗚尊曰以吾所帯之劒今當奉汝汝以所佩八坂瓊之曲
玉可以授予矣加ゝ例へきを。字を逆て。謂曰以所帯之劒以所佩玉云
可以授ゝるゝ訓ハ。無て字の言ゝるあり。今の紀ゝ氏新ゝ例ゝハ。ゝ反人
のゝゝ。仍て上の例のゝく集の詞とゝあり。○所帯の字ハ良里留礼呂の言ゝ
ゝ。ゝ。○之の辞ハ辞言ゝゝて用言のゝよいへゝゝ古へいゝ。ゝ類ゝ
ゝれゝゝて盡ゝゝ。ゝゝのゝゝゝを推てゝん。謂曰ゝ例ハ皇孫の言として後ゝ者ゝ
以當可ゝゝの子ゝ必ゝ
ふるきゝ和ゝゝゝゝ
をゝきゝゝ仙ゝゝ考ゝ左ゝ時ゝゝ
ゝゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

おの〻五人五十音
八悉曇ゝゝ
之之也也也也也也
一人八各別ゝこを
ゝて都てこの五
十音ゝて彼方の
音を解ゝ
ゝ彼方をよく
ゝ八笑ハしき
事訳ゝ音住あ
れゝゝ八一つ業ゝ
ゝ記ゝ二十所解ゝ音又假字
ゝ
紀ゝ
合せ人人ゝ
ゝ
ゝ

ゝ
ゝ
ゝ

集へて、立かへて、古言をもちぐつてまことにくしおもがじいにうくるは歟
まことにつりめんかおしねをまことにおしねをまことにおしねをすべまことにおしねをまことにおしねをすべまことにおしねをまことにおしねをすべ

○額田姫王奉和哥

○海人皇子命答御哥

明日香清御原宮

○十市皇女参伊勢吹黄刀自哥

○麻續王流伊良虞島時時人哥

○麻續王和哥

○御製哥 長

○幸吉野宮御製哥

藤原宮

○御製哥

○過近江荒都柿本人麻呂哥 長 類

○高市黒人近江舊墟哥

○幸紀伊川島皇子御哥

○阿閇皇女勢之山御哥

○幸吉野柿本人麻呂哥 長 類

○幸伊勢留京人麻呂哥 三

○當麻真人麻呂妻哥

○獵蒲生野額田姫王哥

○石上大臣哥

○藤原宮役民哥 長

○藤原宮御井哥 長

○大寶元年太上天皇幸紀伊時哥 二

○二年太上天皇幸参河時哥 五

○三野連入唐時春日藏老哥

○山上憶良在唐作哥

○慶雲三年幸難波時哥 三

○太上天皇幸難波宮時哥 四

○太上天皇幸吉野宮時高市黒人哥

○輕皇子宿安騎野柿本人麻呂哥 長 類四

○遷藤原宮後志貴皇子御哥

○脫端詞哥

奥麻呂 黒人 与謝女王 長皇子 舍人娘子

志貴皇子 長皇子

東人 作者未詳

身人部王 清江娘子

△大行天皇幸難波宮時哥 三 長皇子 作者未詳

△大行天皇幸吉野宮時哥 二 作者未詳

寧樂宮 ○和銅元年御製哥 ○御名部皇女奉和御哥

○三年三月遷寧樂宮時御哥

○同時哥 長 短

○五年四月長田王哥 三

○宴佐紀宮時長皇子御哥

此集よりも見侯ふ。今なの月縁ハ後人私のまぎれよりもまぎれ。
その後ハいとゝ世ゝ人ひとゝ字をとゝぶきてゝるしる。

○泊瀬朝倉宮御宇天皇代 大泊瀬稚武天皇。この序文後人の記なるべし。今なほ
○泊瀬ハ大和国城上郡。
○天皇後ハ雄略
○おほみこゝろ
おもひこゝろ唱ふ
言依てゝ
後世その言依の
ゝ
ゝ
ゝ

荷田大人日 東麻の
よみ初めたるう
かくしも上代の
ふることぶみを
通りぶみとう。

よむれる言俗まそらを踏るゝ

此岳小 ○氏天皇吉野三猟ゐでへ幸ーはも。ヲトメ女を呂
るあゝ今ふ何所のをうまれふをゝめへ汚
きと足踏てよろ菜摘須兒。須兒の須ハ志豆を約めて言ふ賤児。ふど天をとうハ
賤しの意なり。ものぞ。

皇吉備の黒姫がもゝ幸せ付黒ひめ大御美の菘菜を摘ところへ幸てやま放ふは
くるゝ表那毋きびゝ。世ゝ一つめ。ゝ

家告閑。伝る家所を申せと。告ふるを古ハまゝ乃礼ゝ云ーゝ。其乃礼を乃良
閑へと云ハ通言てゝのぞ。次の句も同ゝく通言ふ。

名告沙根。名を告ゝ沙根ハ二ゝびゝ。ふて言ふて先名乃礼の礼を通ハ名乃良
世ゝ如を。その良世の名を通て沙根ゝ一つゝ。かく言を約め通ハ志
てゝの掘をなすハ古への帝ゝ。下よ小ねゞ下乃草を苅孩てゝ。虚見津。倭連
るをれを二ゝび延ゝるゝこと同。行下よもけゝ。ゝ日命

大ぞゝとかくりて。そゝゝ天て後ゝ人ゝ国て耶麻冬。山跡国者。跡ハ借字ゝて山門ゝ
ゝ氏を冠ゝすゝこゝ紀ゝ氷 尺ゆ。考ハ冠辞考ゝ。ゝとゝ。考ゝ
るハ別記ゝ云ゝ。そこゝ。

その〜帝ハ今ハ大和国のゝ。押奈戸手。吾許曽居師。許曽ハ物の中ゝ取峯
の里と通ゝ。古への天皇やまゝゝ文ゝ。てゝ辞。○手良志ハ手里
ゝやまゝを押通ゝ。ゝとゝ。ゝ。ゝ。

日本紀竟宴の時平
[illegible]
見乃保利天皇礼渡安
[illegible]之多与母尓計布
[illegible]旦伊万稚渡天
奴魚[illegible]
[illegible]
○或説[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

取ハ辞のみ。与呂布ハ宜きてゝよ回くてゞ山の形入皇[illegible]れ[illegible]
[illegible]。列記ノ書。○ハ天ハ仮ノ字ノ訓ヘ古事記ノ例もれもあり。

国原波 廣く平けき所をとまべて云云。

煙立籠 この煙ハ人ものまれ、家ノまれ遠て見ものさる
ハ通りてよめり。かんの

海原波 香山の小榮乃埴安池ハ廣くノ尺ゆるゝ海原ハ大
海ノ大水とハ海ノ[illegible]ノ[illegible]

畑山畑樹 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

加萬目立多都 廣きたの面ノ鳴どの郡てゝ立あるとのまつり。
[illegible]

呵怜国曽 こハ神代紀ノ可怜小汀をそ[illegible]訓ヘ伝め。呵怜ハ紀ノ集ノ。
○今本怜呵ノあれど訓ヘ[illegible]

蜻島八間跡能国者 紀ノ弐天皇ハ[illegible]
例ノ依て上下ノ。 圓形を尺放ノ[illegible]。蜻蛉の臀呫せる如ノ
[illegible]。○古ハ長ノ[illegible]

○天皇 右ノ**遊猟内野之時** 大和国宇智郡の内野。中皇女命。ハ[illegible]

○舒明天皇紀ノ。
三年正月寶皇女
為后。生三男一女。
旦昌城皇子。三旦間
人皇女。三旦大海皇
子。

○朝間ノ[illegible]所も
[illegible]間ハ假字。

古の物ノハ於を
[illegible]
剣の於。足ゆひの
於。太刀の於。於
[illegible]
[illegible]古度の於

もハ舒明天皇の皇女ノ。後ノ孝徳天皇の后ノ立ノ間人皇后ノ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

八隅知之 冠 **我大王乃朝庭** 朝影ノ者ノ古事記ノ雄略夜須瀬斯志和加貝波
富岐美能阿佐計尓波伊余理陀多志由布計
東波伊余理陀多須和岐豆紀賀斯多能伊多尓毎賀阿世表。これと他ハ[illegible]
[illegible]

取撫賜 神武天皇天つ業と[illegible]
[illegible]

多庭 庭ハ上も[illegible]

伊ハ[illegible]

伊縁立之 [illegible]

[illegible]

御執乃梓弓之 御料の弓ノ[illegible]

奈留弭乃音為奈利 巻六 安豆佐由弓須
恵尓多麻末吉可久須酒
[illegible]

ま弦をとりはづしてあれば弦の字を奈加弦と付ハ弦の字を奈加弦と付ハ弦の字を奈加弦と付ハ

て力ちゝ多生仮をとゝ
み仏ぐまの心不敬
くゝ[illegible]
友とゝ[illegible]
[illegible]

○後世ハ恵縁すゝを
おもひやゝ[illegible]
友人ゝ[illegible]
事[illegible]
ひゞ[illegible]
中[illegible]
思をやゝ[illegible]

尓。朝夕尓。[illegible]ハ日のゝタハ
[illegible]

まん。丈夫登念有我母。草枕辞客尓之有者。思遣鶴寸乎白
し。

土。人の思ひをやゝ先べきもゝ[illegible]
て手著ゝ別記ゝ[illegible]

綱能浦之。神祇式ゝ讃岐国綱[illegible]和名抄ゝ同国鵜足郡ゝ津野郷ありそこの浦なるべし。綱と
[illegible]云ハ古言ゝ今本ゝ網浦ゝ[illegible]

海處女芽之。焼塩乃。此乃ハやく塩のゝ[illegible]
[illegible]

念曽所焼吾下情。

[illegible]
[illegible]

友哥

山越乃。風乎時自見。時も定めず風の吹とて。紀[illegible]
集[illegible]

寐夜不落。一夜も偏すゝ。

家在妹乎。家ゝ[illegible]
[illegible]

懸而小竹櫃。[illegible]
[illegible]

後ゝ齊明天皇
とゝます。

明日香川原宮御宇天白王代 天豊財重日足姫天皇

式天皇再の即位ハ飛鳥板蓋宮ゝ[illegible]
(俄ゝ遷ゝ)明ゝ年の冬又岡本ゝ宮ゝ[illegible]

額田姫王作哥。紀ゝ天武天皇初娶鏡王女額田姫王生十市皇女と
かゝて集中ゝ額田王と[illegible]
加へつゝ額田王ゝ[illegible]

金野乃美草苅葺。[illegible]

宮子能。幸の時。山城の宇治ゝ造りゝ行宮をつくりて。借五百磯所念。五百ハ訓
離宮所とも行宮所とも。[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

屋杼禮里之兒道乃。

巻十二 波大ずき。尾花逆萱。[illegible]
野の尾花かり副。[illegible]
[illegible]

巻七 あきつ
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

紀の文は記れ
ども別記ふ
べし。

熟田を紀ふ本枳
ゝ有ハ漆鳴ゝ人
あんど常ゝ此言
を沼ることを自ら
のゝ〻ゝれ。饒速
日を紀ふ逆ゝ
訛ゝ合ゝ沼
べきゝ。

○俗本中ゝ記の辞
二つゝ一つゝこの
ゝ今一つハ物を接
出てゝこゝ云
ゝゝあり。

とゝ〻ゝ〻ゝむべきゝ〻ハ集の御美草ゝハかゝ〻ゝ〻ゝ〻

齒ト代ト云ヒ

○中皇女命ノ上ヨ往于紀ノ温泉ニ之時御作哥

○往ヒ行キ幸シ別ル先ニ朝立伊麻之呂

此ハ例ヒ別ル且ツ行キ幸シの略ス

君之齒母　次ヨ吾勢子ト云ヒ御兄中大兄命ヨリ賜ハレル　吾代毛所知

てやおりくんさしぶけ男ハの命とさしうべし

哉　弊代の名ヨ伝　てたの二句ハ

盤代乃　紀伊国日高郡　岡之草根乎去来結手名

跡くをちぐるくしひとくくんバ代まで山菅とさしてくくんさて

巻五ヨ山草ヨ山菅を出すげと別まうくくの草を山すげのまくに知べきなり

吾勢子波　借廬作良須草無者　古ヘハ旅ゆく道のまたく假庵作て宿

りしに○此草ハかやと別べきわりく

小松下乃草乎刈孩　小松まで草をきりくるやのせくるを云ふ　もこと假ハ

ハ借字この言

の、ふ上ヨひつ

吾欲之　ほくとまくこ子島羽見遠　児島て人所ハ集る他のもくくあり

紀伊ノ子島ヨて古ヘ名細きかるまや

同国の室の浦ハ

おりくんどまぐ

るの浦へお

くくあれの後ヨ

くんハ国の

なるの光浦の

るくくく

今本中大兄の下ヨ道

江天皇ヨ

良人倩ヨ注セと

又の後ヨ大字ヨ変

くくくしに集が

くれのひぐくく

或人雄男ヨ瘡痂

耳梨ハ龍耳のくり

ひりハ孫ハ人物名

物ヨ瘡痂ハ於亦更

とて雄男のる

ヨ庭ひくり

○今本野島波見世追くくんどこハ淡路ヨ

名ヨくんバ中くなくつくり　なヨ或本ヨ伝ぬ　底深伎阿胡根能浦乃　もと紀伊ヨ

国へ幸して若浦の字を改て明光浦とセしなり　和加と行加と言の通へバ又ヨ若浦

とハ書ども　なハ行の浦と唱へ　ことをヨ　ハ行の胡根の浦　ひを法ヨ

なかの浦　ひくやわし　胡根の約　ハなのづくりかもわかるるべし　集中ヨ吾

大君ヨ行の期大君　ひ　ヨ　国の安昊の浦と　吾浦　ヨ若の浦と　ヨ　又行の波

夫ヨ行の布夫と唱へ　ヨ　約言も多くんバ　の上ハ命のまし久

はまくの浦て　ヨ　ぶ　ヨ　ヨ　ヨ

巻三の所ハもと古事記の文にて[illegible]伊久比表宇知新毛都熟尓麻久比表宇知と云。

今もかの春子川の西ノ神措工里あり。

巻六 夕されば潮満来なむ須賀の浦の沖つ白波立ちぬべらしも

と云。かの歌ハ下ノ句ハ假字なれども。且ハ[illegible]なれバ[illegible]暑くも侍。虚蟬毛 冠辞考ノ[illegible]。○神代ノ[illegible]今の歌ニ[illegible]

嬬子相搭良思吉。搭ハ閣[illegible]本ノ安良蘇布波之ノ[illegible]

巻三 真梶子搭[illegible]

の絡て[illegible]

[illegible]

今ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

花さかれんくまで二句八春山の方人山を茂くり下四句八判の言。秋山ろてくりト八秋山の方人のを。

をこの文れ辞の通り。別記ゴ委

方方保三言を毛一言ゴ約ゴ八方方方保ゴ共ゴ毛ゴ約ゴんバ也

久々木盛　木盛八借字ゴて　そのおゴも冬隠春去来者。くくゴ句しく。冬八ゴつの冬ゴ花て春くんてくりづゴ。ゴ冬ゴ冬ゴ冬

山際の下より後の中を云しるし際ハ集中にはまし刈ぞ知るべし。今ハよやまのくまし刈ハ法なり。

委曲ハ集中につづくてのこゝをよりて刈べし。又古事記に麻都夫佐てのこゝもあれハ何れにまし刈へし。

味酒。四言。三輪乃山。五言。青丹吉。冠辞。奈良能山乃山際。伊隠萬代

先ハ名所国本宮より三輪へ二里ばかり。三輪より奈良へ四里ばかりなれハ奈良坂とゆるゝ

どまでも三輪山ハ見かゝるゆゑ奈良山越ても此山の陰より出るまでも見放さんとおぼし。こゝ

そかりて見のみまくしやをざりて。三諸山ハ見かゝるゆゑ。道隈。伊積流萬代。隈ハ入曲りなり

中の備なりと根ざしてハ未の区別ハ

まぢりなくこゝろ。こゝろ。こゝろ。二つの伊ハ

多情のこゝ。○猜ハさゝ示くの数の如くなるこゝ。

管行武雄。數毛。見放武八萬雄。今本数々もとあれど一本と百。見放武。

遠くとやこゝ。かゝをかゝるふハ

りゆきて。情無。雲乃。隠障倍之也。

かくしさゝるこゝ。

海の雲をそゝる佐布の伯原なれハ

かくすをとて。かくしかくしかくしかくし。○長あれ未の白ぐもいつゝへの雲

言の葉入をこゝ。多まこゝ。伝ハ情をもとにして。ひと十言ゝ刈べし。○三輪山ハ形ハ

ゝ。且ゝの形ゝ。ゝ。ゝ。

べくれど、その名のあやまりなるべきもの多くあり。
○標野の下の引馬野乃別記ニ云。
○目尓部久とハ
光仁七 あをにより。きぬ。衣ハ面著
てしもの。

の仲へよりて直ひとりて、ハ其の男子氏家所をもてやして、巷子の紡績をひそかに計して男の商ニつけてうると、君ハ引て給ふ物ニて有ける。やがてそ
ハ命をとりて給れハ、御室山に葬り給ふ。紀に到りぬ。ハ山を三輪山ニつけ記れ
し。紀ニハ行の三輪のことく飛とそひぬて、綜麻形ニ成ると云ハ山
ひべきなり。○衣ハ著物の成ハ如ニ云ハ言の自ニ。古事記ニ五月蠅奈須て自ニ
紀ニ 如五月蠅 とあるハ、その印に集ニ云成ハ
ましそ、作主の作ニ云ハ、天地人の
命をやすらかによへるごとし。

○天皇遊猟蒲生野

近江国蒲生郡の野ニ。

時額田姫王作歌

推古天皇十九年五月五日の兎田野の薬猟ハ七年五月五日
日ニて、皇太子と紀。
猟ハ、皇子、令、答御哥。
太子ニハ、天子ニハ武集ニハ、日並皇子命ニ。
伯美ニ補ヘル、或ハ、ヘ依ニ。

茜草指部

武良前野逝

紫野ハ 光仁十四 託馬野ニ。生流ニ。

茜草指部武良前野逝。紫野ハ蒲生野ニ。

大海人皇子、令答御哥。

○○○○○

紫草能尓保敝類妹子。こハ額田姫王を尓苦久有者。意を ふくかハ 他妻ニ。

妻とあるハ、ひとつハ、ハ、で他人嬬故尓吾戀目八方。袖ふ、ハ、ハ、ハ、

可ハ後ニ人のこゝろ。

明日香清御原宮御宇天皇代

天淳中原瀛真人天皇

後ニ天武天皇ト申

下は輕皇子守護の安騎野へ越るなり。泊瀬山を越ずして、こゝ山越のこゝろとけれ。此道も此のめ坂男坂なりと云。或人云市郡の浪多とゝ云。浄御原の宮ゝ云ハ初瀬越で伊勢へ越るなり。伊勢の八尺ばゝの初瀬と越のなり。持統天皇まゐ浄御原ゝおはせし時。これをゆつるの村と云ハ云ゝ。里の名ゝ云ハ云ゝ。伊保の約ハ与なり。由ゝ知ってゝ沖を渡ゝ言侯。

○十市皇女　天武天皇の皇女。一井リ玉ノ母ハ額田姫王。参赴於伊勢神宮時。紀ハ四年二月。此皇女ゝ阿閇皇女ゝ共ゝ参ゝ。

足引きの山ゝと岩ゝ見波多横山巌。神名式ハ伊勢国壹志郡波多神社。和名抄ハ同郡ハ八方郷ありゝこハ伊勢の松坂里ゝ。初瀬越ハ大和人行乃ハ伊勢のうちゝ参ゝ。ハ方里ありゝ。二里ゝ。彼方ハ横山ありゝ。ゝ大ゝ。ゝ巌ゝ。ゝ川ゝ。

斎王群行ハ此道なるべしゝ。ゝ國人ハ行ゝ。吹黄刀自作哥。同氏名ハ

大七十三　ゝ。ゝ。天平七年紀ハ富紀朝臣ゝ。ゝ。今ハ名を訓の假字ゝて吹黄ゝ。

ゝ。ゝ。ゝ。

ぶよ日本紀曰天皇四年四月三位麻績王有罪流于因幡一子流伊豆島一子流于土佐島
也是配于伊勢国伊良虞島者若疑後人縁歌辞而誤記乎此説ハ一ツ
ゝ〻の説と云ふ所の説ハ〻ゝ〻ゝ〻ゝ

とゝもこゝと同じ海人をいるゝ〇吉野ハ上もゝゝ御岳の麓もゝゝゝゝゝ
ど。ゆゝゝゝゝゝゆゝは。蜻蛉の離宮のゝゝ所。今ハ宮の瀧ゝゝへんゝゝゝ水ゝ
あゝゝゝゝその川ゝゝゝ吉野大瀧ゝゝゝ
ゝゝゝゝゝ

虛見て言まくんぞ。ぞ四言ゝ。こゝの五言ゝ。ん。耳。濁の字と俗ゝも。くゆゞず。古本に依

○今本倭字置而ゝあれど。一本に而のゝ字と見

○奥て言のゝハ別記ゝ。

○今本春草之茂生有。霞立春日之霧流ゝ。ゝ。ゝ。

しらはめや。はるかにきて。今ぞ初てみる。○將今孤毋戸八いはゆる
めやてしるるをそはんよ。今ふのうれが。今てふ言を加へてうのこゝよりとめやてふを
ワスレテモヘヤ 志而念哉しらに。熟し。今なほ母相月八毛しらに
さうるるんぐ言のなさまよりうに。右の例ます係て一ちを毛。

○高市連黒人感傷近江舊堵作哥。今本よりを立る市古人し
よみ張りてうりさうらまる古人とせるめ。 そはこしず。こハ哥の初のもと
仍て一本よりうめ。且黒人の作ハそれず。

古。古一字を初もとそ。紀下ます。さて古今六帖よりを。いりへ人尓和禮
のとゝろハ古きみの河乃のこれるものく。冶のもの河ハまろ也。

有哉。今なあるゝめ。樂浪乃。故京乎見者悲寸。こゝをんて甚悲きハ哉
よ河ーの張りめ。 この古人よあれど

よやあんと失ひて。立ゝりさるあゝぬと。
いでかくまでハうんゝづゝつぶるゝし。

樂浪乃国都美神乃。志賀郡をを志きます神をいふ。卷十七よ。浦佐備
美紀乃奈加。載中宮久延都美可志陪。 佐備 先將居

而。浦ハ借字。心ろうのもの。佐備ハ下よ不樂不怜ものかを。 卷十三
よりて。んの冷ゝく和ゝるゝ。ゝをハ浦ハ所祈れ清んの冷び荒びて。

浦のえゝをへらゝ
ゝるゝ。えれの
浦ゝの枝ゝゝ。
ゝもゝ浦く。

世の乱をおゝて都も荒ゝゝ。 荒有京見者悲毛。
ゝるゝ言よ浦ゝ。別紀よ表。

○幸于紀伊国時。川島皇子御作哥。紀ハ 朱雀四年九月ひ幸あり。
川島皇子ハ天武天皇の皇子。紀ハ

白。浪 白神乃。今本よ白浪乃。 卷十 同国よ白神
ゝ。ゝ。ゝ。

○越勢能山時。阿閉皇女御作哥。右一首同一首。勢の山ハ紀ノ孝徳
職国の四方と記す。南ハ自紀伊兄山以来
まあり。○この皇女ハ天智天皇の皇女にて。日並斯皇子尊の
阿閉。文武天皇の皇母なませり。落日の哥なり。

此也是能。辞ハ同くて意の別なるなり。一つハ倭人四手者。我戀流。京ノ留
日並斯皇子尊ノ御妻
木路尓有云。ありとふ。ハいぬを
をのこの。
名尓負。別記セノヤマ
勢能山。て共也。

○幸于吉野宮之時。柿本朝臣人麻呂作哥。持統天皇の行幸の時
ハいと多くあれハ何の年とハ
しらず。

吉野宮之時柿本人麻呂作哥

天下尓。言。国

八隅知之。冠ワガオホキミノ
辞吾大王之所聞食。天下のことを聞しめす。
敷て治ることを著るとなり。

者思毛。ハシモ
辞。澤二雖有。澤ハ借字にて。ヤマカハノ
物のききを。山川之。山と川と二つとなり。

御心乎。冠ミヨノ
辞吉野乃国之花散相。ちるのことを。
秋津乃野邊尓。秋津ハ借字。蜻蛉野。
宮柱太敷座波。下津磐根宮柱太
敷立て。古言也。
百磯城乃。冠
辞大宮人者。大御所の
の主臣。舟並氐。
且川渡舟。競夕河渡。渡ることの言めく。競のこと
百磯城乃大宮人者舟並氐競夕河渡

巻二十
布奈藝保布。
保利江乃可波乃とのよ。
山川乃。絶事奈久。
山乃弥高良之。良ハ者の字と法。
又良の上ニ加のこと
巻十五
山の。
川の。
絶ハ耳

者思毛。山と川も
実に勢なりとの
ほめ。

子ハ借字にて宮
所也。

可聞

反哥

雖見飽奴吉野乃河之常滑乃 常滑ハ苔ノ生タル石ノ上ヲ流レタル水ノ滑ナルヲ云ヒ常ニ流レタル水ノ常ニ滑ナルヲ即離ノ上ニ成ル

ひさかたの絶せぬ限りよせり 巻四 名ルコトナク

初流れハ常滑の畏き迄ぞ流れ川ハ流れそ命

安見知之 冠辞ハ

吾大王 古事記の古言

神長柄 長柄ハ借字天皇ハ即神ニ坐ハスルヲ言フ

つるぎ紀ニ孝 注 惟神我子應治故寄ニ事ヲ古注ニ謂隨神道亦自有神道也ト云フ

とりそなへ下の義ヲ云フ役民ヲ云フ神隨ハ有之ト云フ

ハ美ヲ云フ

世須登 世須ハ世ヲ治ムル

神佐備 佐備ハ遷ル

別紀ニ云フ下の義ヲ宮ヲ云フ所ハ天ノ下治ムル都ノ所ハ

食ヲ云フ

芳野川多藝 芳野ハ吉野ノ

津河内介 高殿乎 高知座而 上ノ句ハ別紀ニ云

上立国見乎為波 山ノ際ニ

ちぐ紀山と云ふ

こゝ一つの山のふもとに

ハ下の須良て辞

の別記ニ云フ

山づゝのぞもの

の名ニ山つ持

つゝ言ふ

川ゝいてゝ

川平立ハ借字ニて断

ハ立ハ借字ニて断

菅原長根ニ

ハ古ニ古ル記ニ

天孫天降ル

始メ大山津見

神直取机代の

物を持テ

其女ヲ仕奉ラ

る風ニ云ハ

ひろ 畳有 冠辞考 青垣山山神乃 青垣山ハ青山の垣の如

くを云ふ

春

奉御調等 部者 皿言 別記ニ云フ 花挿頭持 持ハ挿ル言ニて古 秋立者黄葉頭刺理 黄葉加射之 遊副川之神母 結ハ川内ニ

ほそちゝ定めゝ

ハ

川の上下と多くの人ニて断

渡 和名抄ニ鎌倉天 網如箕形狭後廣前名也 大御食介仕奉茅上瀬介鵜川乎立

下瀬介小網刺

依氏奉流神乃御代鴨 山の名ニ

山川母 川辺

神ニ

神ニ

世大に出見命海を全うし吟も海神百取執代の物を捧て三女を仕奉せしむ即武山神河神の仕奉も均しくこれ武國人を教ずして教る道をうてある恐あるべしと。

反哥

山川毛因而奉流上も奉仕の仕を畧きつ故に神長柄多藝津河介船出為加毛山川のうち非ずして仕奉つ大海邪まおりまして咲今れ知しうつと一言うの大祓れ送て奉せるん

〇幸伊勢国之時留京柿本朝臣人麻呂作哥。紀に徒に六年三月より伊勢の幸まそ同

五月志摩の阿胡行宮

よおりせ〜と〜〜〜。

嗚呼兒乃浦介こハ志摩の国英虞郡の浦に行宮こうを立てとまて御〜〜〜る〜〜〜〜〜を今ハ兒を見て浪ておく〜〜〜〜〜川ハみ〜〜

巻十一 古ハ〜て通〜〜る安胡乃宇良糸布奈祢里須良年子茅女良我安可毛能須素介之保美都良武賀〜〜〜ハ帰るの〜るんハ地のそもそもべての訓も何をハ求め。

船乗為良武嬬嬬等之珠裳乃須十二四寶三都良武香海を〜〜〜〜〜あ

珠ハ巻十一に依て安可と訓。

ハ〜を知ましし潟り〜んを答の字を〜〜〜〜〜

よハ。そこ〳〵にこゝ〳〵てゝ。ゝよ面白きこゝあり。○此あとのこゝ〳〵

ろつ。〳〵ゝまわのこつハ。苅田東了呂うゝ〳〵ゝ〳〵ゝ。

當麻真人麻呂妻作哥。紀ゝむ〳〵人ゝ○當麻ハ紀屋ゝ嗄嶮摩とゝ。

集ゝ。當を藏ゝ借ゝ。ゝ。ゝたゝ〳〵ゝ云ハ此ゝ。

吾勢枯波何所行良武巳津物冠隱乃山乎。此山ハ伊ゝ。伊勢ゝ。ゝ。ゝ。

ハ。ゝ。今日香越等六。

ぞ。

石上大臣從駕作哥。この持統天皇の御時ハいまゝ大臣ゝ。ゝ。ゝ。

ゝ。

ゝ。

吾妹子乎。古ハ妻を妹とゝ。ゝ。ゝ。且和賀伊毛去來見乃山乎。

の賀伊と約めて和岐毛とゝ。ゝ。ゝ。

ハ。ゝ。ゝ。ゝ

三雪の三は真。
後世のことば深
しゝは古へのまゝ
さゝ山三笠ちぐ
ちゝやひろゝ大
きゝろゝも除きと
しもろゝそゝ。

寺齋と云ふ
しゝなびきゝ別
ろゝろあり。そは
冠辞考よひつ。

よて除き荒山道乎。荒は生ちぐゝれゝて人気ようれのとよ。○今イハガ子山ゝなし。初瀬寺の侍よ字池へ樹坂あり。支へもひろゝろ。

石根楚樹押だゝ。ちゝゝは繁本の畧よて。弱きゝ三の茂きとよ。なゝゝは木のゝ。さてゝ嬢きつ木どもを。

靡百ゝの侍ゝ。人の押ゝびゝて敷ゝ。○今本楚と禁る張ゝゝる。

坂鳥乃冠辞朝越座而玉蜻冠辞夕去來者去は借字ゝる三雪落時者阿騎乃大野介旗須為寸。

考よ秀。四能乎押靡

勢ゝ。後世繁きゝゝと云ゝゝ。草枕冠辞多日夜取世須せゝんまゝすゝ。古

とゝゝは張ゝそゝとぶゝゝとゝゝゝ。

昔念而の侍父ゝ

を忘ゝ。

反哥

今本ゝは短ゝゝあゝ。今反

ゝゝゝ。その切ゝは別記よて。

阿騎乃野介。今本野を忘ゝ。宿旅人。侍ゝ。の人ゝ。

寸靡寐毛宿良目八方。

移ゝんゝゝれを異ゝ。目は本ゝゝゝ。○寢は新入ゝゝ。孫は本ゆゝゝ。寸ゝびき

ゝゝゝゝゝれ。古部

念介。こは臣ゝゝ

のんとよん。

真草苅。枕とは未ゝゝゝゝゝ類ゝて。荒野二者雖有。右の荒山ゝゝゝゝ。

ゝ。二の子一本ゝゝゝ。

黄葉過去君之。人の多ゝゝゝゝゝと卯て。黄葉の色去人ゝゝゝ集中よゝゝゝ。

今本葉の上よ黄字のゝゝきは必ゝゝゝ。ゝゝゝは加へつ。ゝゝゝ

次の張ゝゝ。形見跡曽來師。ゝゝよゝゝ。ゝゝよゝゝ。

ゝゝゝゝ。

の。ゝゝ紫ゝゝゝゝ。

ゝゝゝゝゝゝ。

東。東と一ゝゝ。野炎立所見而。炎は巻十五炎乃春介之成者ゝゝゝゝ。

ゝゝ。野ゝゝゝゝ。

ゝゝゝゝゝゝ

先十九ヨ春ヒ而。
夏来向者〳〵
〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
訓べし。

きむ〻〻訓ハ。ゑハさ〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻

まちがへ天智天皇の御所水を引かれたるの事
しるすべきなれども。
それをひらがなにかく
じ。

上の宮殿より花せ
しめ給へこの歌を
侍て参へし。

白川とてほぎの言として白中れ序ゝとて出ゝとひらけゝ。神亀八他國より亀貢
園出洛水てつまゝとひらそてゝ。○新代ゝ八新来ゝ浄武ゝ
ゝ。

巻十四十五 ゝ久迩の新 泉乃河尓 山城國お磐瀬ゝ 持越流 右の不知国依て山中ゝ宇川ゝ持
都の河ゝ。 こすべきなもゝ。ゝ
ゝ

ゝて花ゝて岩ゝの宮所へ川のまゝく上ゝの 真木乃都麻手乎 言を
田上の材の宮殿て花ゝも同ゝ
あげゝでハ次の云のゝひゝ 百不足 五十日太尓作 泝須良牟 良牟ゝ
ゝんゝ次の所ゝ 辞
ゝ仕奉ゝ 伊蘇波久見者 事をゝく勤ゝ 神隨尓有之 ゝ
ゝ。この歌の氏ゝのゝゝ
の歌れゝてかゝゝ

○從明日香宮遷居藤原宮之後 既出 志貴皇子御作哥 居ハ住
ゝ。○こハ天智天皇の宮ゝて。霊亀二年ゝ薨ゝ
ゝ光仁天皇の御父ゝ。婦ハ注ゝ弱好貞ゝ。手弱女ゝ 袖吹反 吹くゝ
婦女乃 ゝ

佐保風伊奈保風すゝ 京都乎遠見無用尓布久 袖吹ゝ
ゝ。

○藤原宮御井哥

水ゝ

八隅知之和期大王高照日之皇子 下ゝ我ゝ和呂 ゝ和
ゝ期ゝ通ゝ和期ゝ 廉妙乃冠 辞藤井我原尓大御門始賜而
ゝ宮殿ゝ埴安乃堤上尓 在立之 見之賜者
ゝ埴安の池の堤ゝ。こハ香山の尾ゝ。池の上
ゝ。埴安ゝ堤ゝ。 ゝ立ゝ。 ゝ
ゝ。 ゝ
ゝ。 ゝ

山を郡の大和のやまとは古は大なるを云ふ。
やまと〜しのくにの名は氏言ありけるなるべし。

青香具山者。ちはる神ろく栄ると
ゆ波の山しるしなり。

日經乃大御門尓。紀は成務 以東西為日縦南北為日横 しかるにこゝハ春山跡。今本
ヒノタテノオホキミカドニ　モロ日縦の初のかたそ香山ハ東の御門なるをとり。

陪は之美佐備立有。春ハ〜に茂れハ。紀は人子備
佐備ハ神さびと異くに。

曲火乃。そハ市郡。此美豆山
者。美豆ハ水なる言に冠辞 日緯能大御門尓。日のゆくこハ南北なれ南と先とする
のみづぐしの係なり。 故ハ畝火ハ南の御門なり。

弥豆山跡山佐備伊座。こゝ〜よりさきとゆ波ゆ弥さび三とゆれハ上も弥
今本ゆ耳をとゆれ。こゝハ大和の国中の三の山とつひて。その三の一つ乃耳

成山で北の御門ゆ出るゆハ乃を言ふ。 耳為之
青菅山者。こハ山の
名なり。上の二山ゆ和ゆる言ゆ。 背友乃大御門尓。紀は畝山陽曰影面山陰曰
背面〜〜〜〜耳ゆハ北の
先なる山茂。そ耳ゆの茂栄るをゆ。
御門ゆ出りゆ。 宜名倍。上古ハ名ゆ備り並
ゆ文ハ備字。 神佐備立有。上ゆ名ゆ
そ。名細。四言。名ゆ
吉野乃山者影友乃。ゆ
あり。 大御門従雲居尓曽遠久有家留。南の御門

巻十三 都礼毋美
の字ゆ文ゆ誤
れり。

左三山。京南北の御門
ゆ〜〜ハ〜〜〜〜
ゆ〜〜〜〜〜〜〜

ゆ出りて遠く見放るゆハ吉
野山。そ〜〜〜〜〜〜〜

之吉召賀聞（シキメサルカモ）　之吉ハ蟹を之吉ハ蟹を之吉ハ蟹を　召賀聞ハ姫天皇をよおくせば女童を多く召賀聞の

ん　まれよつけてよんでは　ん　まれよつけてよんでは　ん　まれよつけてよんでは　

引馬野尓 を江の国の郡名 仁保布榛原 秋くぬぎの色をつ榛 入乱 て人言をも

良志の為め利ちんかみ 衣尓保波勢 こぶの花とかれば衣の色のもひつてつ下のうつろふ

ぐ〳〵云へ古言の例ぞ。 多鬼能知師尓 下の注に埴子の長谷の寺の所にあり

わぐ〳〵もゆ〳〵 多鬼能知師尓 下の注に埴子の長谷の寺の所にあり

ハ袖 衣手 衣の下ひく例てこぶ

て袖 ハ袖 衣手 衣の下ひく例てこぶ

右一首長忌寸奥麻呂 式人紀に名を不載 麻呂 寸 麻呂 ハ

何所尓可 船泊為良武 船の行到と古へ

れよ 榜多味行之 の言は四又船をとも

や 榜多味行之 の言は四又船をとも

枝をとゝ尓舟 ハなれ船をとも 式人

ひきられ

右一首高市連黒人

夜の船ハ衣ハ

引馬野尓 を江の国の郡名 仁保布榛原 秋くぬぎの色をつ榛 入乱 て人言をも

良志の為め利ちんかみ 衣尓保波勢 こぶの花とかれば衣の色のもひつてつ下のうつろふ

ぐ〳〵云へ古言の例ぞ。 多鬼能知師尓 下の注に埴子の長谷の寺の所にあり

わぐ〳〵もゆ〳〵 多鬼能知師尓 下の注に埴子の長谷の寺の所にあり

ハ袖 衣手 衣の下ひく例てこぶ

て袖 ハ袖 衣手 衣の下ひく例てこぶ

右一首長忌寸奥麻呂 式人紀に名を不載 麻呂 寸 麻呂 ハ

何所尓可 船泊為良武 船の行到と古へ

れよ 榜多味行之 の言は四又船をとも

や 榜多味行之 の言は四又船をとも

枝をとゝ尓舟 ハなれ船をとも 式人

ひきられ

右一首高市連黒人

夜の船ハ衣ハ

誉謝女王作歌 紀に文武慶雲三年六月卒とあり。

流経 流ハ借字にて長らへ経る。 妻吹風之 寒夜尓 十月ハでそて十月かへ

寝衣のすそれ長きをとよ。 寒夜尓 十月ハでそて十月かへ

吾勢能君者 獨香宿良武 ま君乃旅ねと女ぎみ乃家よ

長皇子御作歌 天武天皇の皇子にて霊亀元年六月薨ず。紀も家を立てよみ給へり。○長をとゝ川人りんど。續紀に称奈賀親王と

暮相而 集てハ出ての夜ごとも初恋ともよひ〳〵ちり。てハ〳〵初恋ハ伝て養と

朝面無美 夜ごとハ夕占てふるを 夜占 ハ夕占 ハ

朝面無美 夜ごとハ夕占てふるを 夜占 ハ夕占 ハ

朝面無美 夜ごとハ夕占てふるを 夜占 ハ夕占 ハ

朝面無美 夜ごとハ夕占てふるを 夜占 ハ夕占 ハ

無美を今なほ

隠尓加 女ハ

氣長妹之 氣ハ

気長足姫尊、或人を大鷦鷯のすとゝ云へり。集中よりかゝるハ如ちゝ

気ちくろうぬゝ。盧利為里計武。これも行宮とゝ。

舎人娘子従駕作哥。巻二に同し。娘子、舎人皇子とゝ。○氏の下に娘子とゝ。ハ〳〵つゝ。別記。

丈夫之 今なに丈を大丈夫とゝ。得物矢手挿。神代紀に彦火〻出見尊ハ山の幸おゝして弓矢で鳥獸とゝ。

さちやと得物矢とゝ。且さちやとゝ。くの代ゝ。ひつゝ猟人をさち人とゝ。

麻呂良遠流夜麻多波都夜多波美年加比多知伊立向的射流圓方波

流夜麻多加多波都夜多波美年加比多知伊立向的射流圓方波

形てゝ所ゝ。神名式に伊勢国の多気郡に服部麻刀方神社あり。此浦、比形似的。故以為名也。今已跡絶成江湖也。

見余清潔之

●三野連岡麻呂入唐時。古本の侍従に大宝元年正月遣唐使民部々栗田、見人朝臣以下六十人乗船五隻小商監従七位下中宮少進美奴連岡麻呂云云。考に後日本紀の今本今度の遣唐使に栗田朝臣の外の人ハ有て美奴連岡麻呂ハ見ず。今なハ知て考〻に支多〻れ。ハ〻ず。右の後ハ紀の全きなしとす。

岡麻呂ハ霊亀二年正月正六位上〻〻後五位下に〻〻紀。

○入唐〻ハ家良人のあやまり。別記。

在根良〻〻依て此歌荒峰の〻〻〻

多波和射太世 早日本遍 ゆんてゝ言と思。日本にて集中よきゝやまと
酌るどうケくり
ひのゝ〜川ゝゝゝる人もあれど。紀よ秋の大雪より彩雲ゝを生て神ゝすりよぞ
まゝくひきてとゝゝ和へて成人がゆゝくひきてゝゝにゝゝ。是ゝよ巻十四の
ゝゝハゝる市ゝ人ゝゝそ怪良ゝゝハ来ゝゝゝゝゝ二日同じ 大伴乃逗 辞御津乃濱
くゝんばゝゝゝ今ゝもやまゝくゝ川ゝ古ゝゝゝ。
ミツ。ゆゝの国の浮ハ西の国へれゝく
木 所ゝれハゝゝ。且ゝゝをゝくゝの待ゝ熟ゝゝ。 待戀奴良武

○慶雲三年丙午秋九月幸于難波宮時

志貴皇子御作哥。上ゝ

葦邊行鴨之羽我比尓霜零而十月なれば寒暮家之所念。この暮家を今本暮夕和ゝゝて暮夕をゆゝべ和とやまゝゝ川ゝゝ張りの
はゝの字とゝゝる。ゆゝべゝゝゝゝゝハ来るゝ夕ゝ一字ゝてゝゝべゝ。又やまゝゝめ
ゝ和の字とゝゝ。ゝゝゝハゝゝゝゝゝゝゝゝゝ藤原ゝゝまでハ俳のゝゝゝゝゝ。
ゝゝゝのゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

ありわたりて六年。大業二年の十二月朔のひさぐと右よ[illegible]三年と標[illegible]る下よ載べきあるべし。七十乱れなと仙足ゞ技をせ[illegible]

大伴乃。辞高師能濱乃。和泉国大鳥郡よりは[illegible]。難波[illegible]。松之陳国八幡[illegible]。木

根子。枕宿杯。巻七 君が之手毛未枕者[illegible]。又枕[illegible]。[illegible]

いへつも多くて。即まくまくとすくえるへそとまきそくまくとくく。

今ゝの州八言イヘシ家之所偲由。[illegible]。○かく面白き濱の

[illegible]。

右一首置始東人 紀ニ置始ノ氏[illegible]

旅尓之而物戀之伎乃。離よ云鳴事毛不所聞有世者。孤悲而死

萬思。[illegible]

右作者未詳 月[illegible]

大伴乃。辞美津能濱尓有忘貝。所[illegible]家尓有妹子。忘而

念哉。こハ只ヒすれんやといつまでもすてかたきこと[illegible]

氏類の辞のうハ既ひとくり

右一首身人部王 紀ニ天平元年百官。

四位下六人部王卒。

草枕。辞客去君跡。知麻世婆。[illegible]

岸之埴布尓。仁寶播散麻思乎。岸ハ住江の岸。巻十九 白浪の[illegible]

わゆく。押てゆく。住の江乃。岸の黄土尓。[illegible]

[illegible]。埴。土黄而細。客曰埴。古事記。丹摺之袖[illegible]。[illegible]

衣と摺[illegible]。岸[illegible]。○[illegible]

丹まのと変とい。[illegible]

右一首清江娘子進長皇子。上の有日娘女とハ

こゝなるへし。

太上天皇幸于吉野宮時。高市連黒人作哥。

倭尓者鳴而欲来良武。[illegible]。呼児鳥。象乃中山。巻十三十七 [illegible]

紀ニ天武元年八月吉野の幸のうえゆれどこの[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

元年の前四年のことなれば、なほ幸ありしなるべし。

○現ることは別記す。

○大行のこと別記す。

上の作者未詳とあれども、下の安騎の野の歌、人麿の作なれば、ここもまた人麿の作なるべし。

○大行天皇幸于難波宮時哥。

行幸のとき、死生をかけて、人の見てこの位をもとめんとはせざりしなり。

倭戀寐之不所宿尓情無此渚崎尓多津鳴倍思哉

右一首忍坂部乙麻呂

玉藻刈奥敵波不撓敷妙之枕之邊忘可祢津藻

右作者未詳　式部々卿

長皇子御作哥。

吾妹子乎早見濱風。

倭有吾松樹。

不吹有勿勤。

○大行天皇幸于吉野宮時哥。大行天皇

上のめし

ようみつとは蜻蛉宮より近し。呼曽越奈流これをもて都の住人どもが旅の情を呼子鳥ハ、それハ呼越ことなるべし。集中みなとまりを尺とふ今の田舎人のみなとぼうをも

ゆゑハ廟ゆゑ。物をてしむるゆゑ仍て集中ゆゑ謹勤努力のゆゑをもろ。

見吉野乃山下風之。和名抄に嵐山下出風也。

集よりあるいはといふ所よ。山下、山河、下風、

れば、こゝにハ古き歌の

寒久尓為當也今夜毛我獨宿年。

○注に或曰天皇御製

宇治間山。吉野に

朝風寒之旅尓師手衣應借妹毛有勿久尓

右一首長屋王

五月、無位より四位上のうつり行く也

右の五首ハ他の守どもに加へ、和名なるこゝ方よりへるべし。

寧樂宮

元二年和銅四年の所より此標の外に上る図の所也。此考よりハ図三年

のうつりもなるべし。図五年とあれども、標とハ何のようとも記れなし。

なるべし。長人のもとより図三年に都へ遷る

やうの前元年のうれしき事ハ上の長屋宮の所よりいへる例なり。

軍樂宮の下に師宇天皇代とあるまゝ、此集の当時なるよ不記。又考へるべし。

後ノ元明天皇ノ御世。伊勢大神宮式ニ鞆ハ以鹿皮縫之胡粉塗以墨畫之ト有ル。されば弦を巻くと云ふ事なるべし。革を加へたり。

或人ハ大嘗祭の時の御ものゝ中に大嘗ノ神楯あれども鞆の音ハ射ル物の音なるべきなり。

○和銅元年戊申冬十月天皇御製哥　天津御代豊国成姫天皇

丈夫之鞆乃音為奈利。鞆ハ左臂ニ著て弦を拭ふ物なり。弦の音なり。形ハ古部秘訓抄ニ見ル。著ル所古き俗なり。物部乃大臣。神軍の大将。楯立良思毋。神軍の調練まもり付ル人。楯と立ル事ハ越後の蝦夷らが弦きなれば。その使を遣ハしたる。その御軍れ[illegible]

[illegible]

うての使を遣されんと少間ハ大宮よりてみの軍ハなりがたくれハ四月三月よりたゝせ給へ。

陸奥越後の蝦夷の反ル。和銅二年三月。遠江駿河越前越中三国の兵士を立セ給ふ。巨勢朽伯二氏を大将軍とし給ふ。[illegible]

[illegible]

御名部皇女奉和御哥。天皇ハ武天皇女。御母ハ文武天皇の御母后なり。

[illegible]

吾大王物莫御念須賣神乃嗣而賜流。天つ皇祖神なり。嗣々ニ依賜ヘる天皇代御位をと

吾莫勿久尓。こハ吾莫まゝ[illegible]

[illegible]

○和銅三年庚戌春三月。従藤原宮遷于寧楽宮時。今年二月とあれども。紀ニハ三月とす。

御輿停長屋原。和名抄ニ山城郡長屋ハ[illegible]

回望故郷御作哥。御作ハ[illegible]

[illegible]書ハ太上天皇
[illegible]ハ何[illegible]ぞや此時太上ハおりまし給ふ

飛鳥寺 明日香能里乎置而伊奈波安君之當者不所見香聞安良武

一本君之當乎不見而香毛安良年。○藤原の都ハ[illegible]で[illegible]もの里をしものなれば
佛像墓ゆけ[illegible]佛像[illegible]又何[illegible]

○從藤原宮遷寧樂宮時 ○作哥

今なほハ[illegible]或本哥[illegible]
詞[illegible]人の姓名もなし[illegible]

此歌[illegible]
[illegible]の本文ハ載[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ

いきのびとそうれん と係らすまこもを 通へり。

五十鈴と今なほ 五十鈴ゝゝとて。い

ゆゝしきまの絲ゝも三ゝくれば 先ゝよ素ハ素とワレモカヨハム大伴ゝよのまこと。
淫ゝるものゝ多ハ古本ゝ年とあり。仍て改ゝ。 吾毛通武 ゆゝしわゝよハ大伴ゝよのまこと。
とゝひ次ゝ篠ゝ多ゝ年ゝ年ゝ年

今本この所に宇
樂宮とゝハひゞ
くのゝ上ニ云ふ。

ハもよでけてもまうゝん。この立田山のもゝハこてゝまうゝ
の所に見るめくゝ。又別に紀河のゝ上ニ見ゝ。

○長皇子與志貴皇子宴於佐紀宮時長皇子御作歌

此詞今本ハ後に這
ひゝん此二首乃
後ゝと目録に係て改めつ。考二の志貴皇子に奉ゝ答へる所乃ちよ係よ此皇子の宮ハ
ちゝ宮にあり。佐紀ハ長皇子の宮ゝそこいわゝゝのゝゝよれなみのゝ見所ハ

巻四

春日なる。ゝゝ三乃山に月もかゝりぬ。佐紀山ハ
後紀に光仁添下郡佐紀郷ゝ野山陵まゝ神名式にもゝ。

秋去者今毛見如。今もゝゝゝくゝよゆくゝまのゝす
もかゝゝゝゝゝゝゝゝゝ言ふ。

高野原之宇倍。今もゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

国立公文書館
National Archives of Japan